

麻生区におけるスポーツ振興事業に係る懸垂幕の掲出及び

「あさおスポーツねっと」による情報発信実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、麻生区のスポーツ活動の振興、発展を促し、麻生区に対する誇りと愛着を育むことに寄与し、区民を元気づける活躍に対し、その功績を称え、広く周知をするために、区役所庁舎への懸垂幕の掲出及びインターネットサイト「あさおスポーツねっと」による情報発信をするにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 麻生区内でスポーツ活動をする団体で次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 麻生区内の中学校、高等学校に正式に登録された運動部
- (2) 地域で活動している団体
- (3) その他、区長が特に認めるもの

(対象とする大会等)

第3条 懸垂幕掲出及び「あさおスポーツねっと」での情報発信の対象とする大会等は地区大会等の予選を経て出場権を獲得した次の大会とする。

- (1) 国民体育大会
- (2) 公益財団法人日本中学校体育連盟が主催又は共催する全国中学校種目別体育大会
- (3) 公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催又は共催する全国高等学校種目別体育大会
- (4) 公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催又は共催する全国高等学校野球大会
- (5) 公益財団法人日本体育協会に登録した全国組織が主催する大会
- (6) 前号に準じる大会で区長が特に認めたもの

(申請)

第4条 懸垂幕の掲出及び「あさおスポーツねっと」での情報発信を希望する者は、麻生区におけるスポーツ振興事業に係る懸垂幕掲出及び「あさおスポーツねっと」による情報発信申請書(様式1)を、原則として大会開催の1箇月前までに、関係書類を添えて区長に提出す

るものとする。

(審査)

第5条 区長は、前条に既定する申請があった場合は、内容を厳正かつ公正に審査し、審査の結果を、麻生区におけるスポーツ振興事業に係る懸垂幕掲出及び「あさおスポーツねっと」による情報発信承認・不承認通知書(様式2)により通知するとともに、申請内容を正当と認めるときは懸垂幕の掲出及び「あさおスポーツねっと」による情報発信を行う。

2 審査の結果、懸垂幕掲出に該当しない場合でも、麻生区のスポーツ活動の振興、発展を促すと認められる場合、「あさおスポーツねっと」による情報発信ができることとする。

(懸垂幕掲出の期間)

第6条 懸垂幕掲出の期間は、原則として最長で1箇月間とする。ただし、区長が特に認める場合はこの限りではない。

(懸垂幕掲出の制限)

第7条 前条の規定にかかわらず、緊急時等止むを得ないと認められる場合は、懸垂幕の掲出を取りやめるものとする。

(事務)

第8条 麻生区におけるスポーツ振興事業に係る懸垂幕掲出及び「あさおスポーツねっと」による情報発信に関する事務については、麻生区役所地域振興課において処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

麻生区におけるスポーツ振興事業に係る懸垂幕掲出及び 「あさおスポーツねっと」による情報発信申請書

平成 年 月 日

(あて先) 麻生区長

所在地又は住所： _____

学校名又は団体名： _____

代表者氏名： _____

連絡担当者氏名： _____

連絡先電話番号： _____

麻生区におけるスポーツ振興事業に係る懸垂幕掲出及び「あさおスポーツねっと」による情報発信について、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

大会名	
主催者	
競技種目	
開催期間	
開催地	
添付書類	① 出場大会等開催要項（写し） ② 大会出場決定通知（写し） ③ 競技時の写真（「あさおスポーツねっと」による情報発信に使用しますのでインターネット掲載の同意を得た写真を提出してください）

麻生区におけるスポーツ振興事業に係る懸垂幕掲出及び
「あさおスポーツねっと」による情報発信承認・不承認通知書

所在地又は住所： _____

学校名又は団体名： _____

代表者氏名： _____

麻 生 区 長

平成 年 月 日付けで申請がありました麻生区におけるスポーツ振興事業に係る懸垂幕掲出及び「あさおスポーツねっと」による情報発信につきましては次のとおりとします。

審査結果	懸垂幕の掲出	承認・不承認
理由（不承認の場合のみ）		
審査結果	「あさおスポーツねっと」による情報発信	承認・不承認
理由（不承認の場合のみ）		
備考		